

平成29年度安全運転実践運動

一般社団法人 新潟県安全運転管理者協会では

10月、11月、12月の3か月間

安全運転実践運動(交通事故防止コンクール)

を実施します。

本運動は、例年、秋から年末にかけて、交通死亡事故が多発する時期にあたることから、この3か月間を重点期間と定め、安全運転管理者選任事業所における交通事故防止対策の更なる強化を図るために実施するものです。

1 運動の目的

安全運転管理者協会加入の各事業所が一体となって安全運転を実践し、もって安全運転管理業務の適正な運営を推進し、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。

2 運動期間

(1) 準備期間

平成29年9月1日(金)から9月30日(土)までの1か月間

(2) 実施期間

平成29年10月1日(日)から12月31日(日)までの3か月間

3 主催等

主催 (一社) 新潟県安全運転管理者協会

協賛 新潟県警察本部交通部及び県下各警察署

4 運動の重点

- 横断歩行者の保護
- 子どもと高齢者の交通事故防止



- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底
- 飲酒運転の根絶

5 推進事項

- 安全運転実践の指導
 - ・ 朝礼、点呼を活用した安全運転教育
 - ・ 同乗指導による安全教育
 - ・ DVD等を活用した危険予知・回避教育
 - ・ 研修施設を利用した安全運転研修
- 安全運転管理の徹底
 - ・ 運転者の状況把握
 - ・ 運転者台帳、自動車管理台帳、運転日誌などの諸帳簿、運転記録カード等管理資料の整備
 - ・ 安全運転管理体制の適否の検討



6 実施要領

(1) 県協会

- ア モデル事業所の指定と推進車両による呼びかけ（各地区から推薦を受けた事業所をモデル事業所として県協会長と地区協（部）会長が連名で指定し、当該事業所の運行車両にステッカー「安全運転実践運動推進車」を貼って、本運動の盛り上げを図る。）



イ 実践運動ポスターの作成

本運動のポスターを作成し、協会加入事業所に配付して運動の周知を図る。

(2) 各地区協（部）会

- ア モデル事業所の指定（指定書交付）とステッカーの配布
- イ 研修会、座談会等の開催
- ウ 安全運転競技会等の開催
- エ 巡回指導班による訪問実務指導の実施
- オ 安全運転管理者等講習の機会を活用したPR
- カ 各地区単位のシートベルト着用推進宣言



(3) 各事業所

- ア モデル事業所におけるステッカー貼付車両の運行による運動のPR
- イ 安全運転管理体制の点検と改善

- ウ ポスター、立看板、標語等の部内募集及びその掲示
- エ 社内報等による事業所内外に対する広報
- オ ワッペン、リボン、腕章等の着用
- カ 朝礼、ミーティング等の効果的運用
- キ 安全運転講習会、事故防止検討会等の開催
- ク 職場での業務改善提案制度の効果的運用
- ケ 重点実践日（〇〇デー）などの設定
- コ 飲酒運転の根絶など、悪質違反行為追放の
宣言や署名活動
- サ 事業所単位及び従業員の家族を含めたシー
トベルト・チャイルドシートの着用宣言
- シ 優良運転者の表彰



7 表彰

運動の実施結果に基づき、優秀な成績を収めた地区協（部）会並びに事業所に対して表彰を行います。